

第2号様式(第10条関係)

令和 6 年 7 月 24 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

玉城 武光



令和6年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和6年度 政務活動費収支報告書

議員名 玉城 武光

1 収 入 政務活動費 450,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費	123,090	議会報告広報紙ポスティング代
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	2,120	新聞、情報誌等購読料
事 務 所 費	142,153	事務所家賃、電気料金、水道料金
事 務 費	21,719	電話料金、トナー代金
人 件 費	132,000	事務員給与
合 計	421,082	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 28,918 円

広聴広報費

政務活動に活用するため全額充当

ホスティング代 ¥122,925 + 振込手数料 ¥165
 ¥123,090

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の情報は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお待ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
060529	[REDACTED]	040310	0187
店舗番号	口座番号		
09 [REDACTED]	[REDACTED]		
お取引内容	ご利用手数料 (消費税別)	お取引金額	
お振込		¥123,090	
お取引時刻	お取引後残高		
17:12	*****		

琉球銀行
 [REDACTED]
 口座番号 [REDACTED]

受取人 カ・ホステイング・コア 様
 依頼人 タマキ タケミツ 様
 振込日 06-05-29
 振込金額 ¥122,925
 振込手数料 ¥165

印税徴収済
 付につき那覇
 税務署承認済

琉球銀行

102-317(23.01)

御 請 求 書

令和06年04月30日

取寄コード: 2398
 請求書コード: 7399-1

たまき武光 事務所 御中

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。
 下記の通り御請求申し上げます。

〒902-8075
 沖縄県那覇市平国場605
株式会社ホステイング・コア
 代表取締役 瑞慶山 秀彦
 TEL (098)851-8100
 FAX (098)851-8232
 登録番号: T5-3500-0102-1120

合計金額: ¥122,925

コード	受注日	店名・配布物名称	配布期間	枚数	単価	受注額
31000	R06/04/18	たまき武光 八重瀬町東恩平・雨虫原町・与那原町	R06/04/29 R06/05/18	22,350	5	111,750

お振込先: 琉球銀行 [REDACTED]
 株式会社ホステイング・コア
誠に恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

ページ計: 111,750
 小計: 111,750
 税: (10%) 11,175
 合計: 122,925

広報紙充当可能割合確認票

議員名

玉城 武光

広報紙名	紙面割合
日本共産党 沖縄県議団だより 第167号	●全体面積: $38.2\text{cm} \times 27.3\text{cm} \times 2\text{面} = 2085.7\text{cm}^2$ ●充当対象外記事: 面積計 = 0cm^2 ① $0\text{cm} \times 0\text{cm} = 0\text{cm}^2$ ② $0\text{cm} \times 0\text{cm} = 0\text{cm}^2$ ③ $0\text{cm} \times 0\text{cm} = 0\text{cm}^2$ ④ $0\text{cm} \times 0\text{cm} = 0\text{cm}^2$ ⑤ $0\text{cm} \times 0\text{cm} = 0\text{cm}^2$ ●充当可能割合: $1 - (0\text{cm}^2 / 2085.7\text{cm}^2) = 1 \approx 100/100$ 以下



日本共産党 県議団 具体的提案で県政をあとおし

3月県議会での日本共産党県議団の質問などを紹介します。実現にむけさらに取り組みます。

子どもたちのために

学校給食

無償化の早期実施を

予算規模、実施方法について検討をすすめている



2月26日

ヤングケアラー

実態調査をもとに支援条例の制定を

家事や介護を日常的に担う18歳以下の子ども「ヤングケアラー」の実態調査をふまえ、支援条例の制定を求めました。

必ずその必要性について検討する



3月1日

子ども医療費

高校卒業までの無料化 沖縄でこそ早急に

市町村の意向、県及び市町村の財政状況をふまえ協議を行う

高齢者のために

敬老バス

バス・モノレール代割引制度を

生活支援

高齢者生活実態調査と基金をつくり早急に実施を

独り暮らしのお年寄りは県内で6万8000人。「高齢者貧困対策基金」をつくり、実態調査にもとづき早急な支援の実施を提案しました。

公営住宅

全国並みに増設を

沖縄県の年収200万円未満の世帯率は全国平均の1.5倍ですが、公営住宅の整備率を全国平均にするには、あと3900戸必要。大幅な増設が必要と提起しました。

検討していく



2月26日

地域外交

対話と外交による平和の構築を

「沖縄の強み」を発揮して

ASEAN 加盟国と平和友好姉妹都市に

軍事によらないアジアの平和と安定の構築をめざし、県が対話にもとづきすすめる緊張緩和などのための地域外交の発展を求めました。

沖縄の地理的優位性や文化、県系人などの国際的ネットワークを強みとして、これまで以上に地域外交を展開していく

国連・国際機関の沖縄誘致は対象となる機関を検討する



2月26日



日本共産党・たまき武光県議 農畜水産業を守れ！ 生産者の切実な声で 支援拡充を迫る

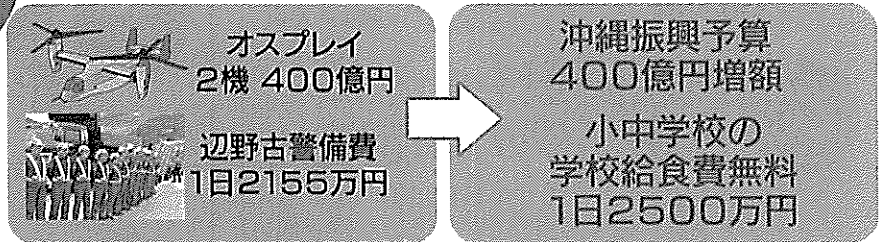
農畜水産業の生産現場では生産資材などの高騰が高止まりで続く中、依然として厳しい経営状況が続いています。

たまき武光議員は、農畜水産業の生産者から聴き取った切実な声と要望をひとつ、ひとつ届け、問題解決へ向けて具体的支援の拡充を強く迫りました。玉城デニー県政は、沖縄の農畜水産業を守るため、支援の継続と拡充、様々な施策の推進に取り組むことを約束しました。



南部の遺骨土砂投入
海砂利採取、環境破壊
新基地建設ノー

軍拡よりくらしと生産者支援を



物価高騰から 経営まもる

物価高騰対策、配合飼料価格差補助緊急対策事業の継続と赤字経営が続いている農家への赤字補填、和牛子牛生産者緊急支援、野菜価格安定対策事業や、肉用子牛生産者補給金制度等を活用した支援、気象災害等に対応した収入保険制度や農漁業共済等への加入促進。



沖縄の基幹産業を まもり育てる

沖縄産の農畜水産物を活用した魅力ある加工品の開発・6次産業化推進、食料自給率の向上と地産地消の推進、持続可能な資源管理型漁業・沖縄型のつくり育てる漁業の推進、漁船長距離用無線機の設置補助、米軍の訓練水域・空域の大幅な削減などに向けて取り組む。

国の一括交付金の増額で

水道料金の引き下げ可能

国が減らした一括交付金
くらしにこんな影響が

県道整備の遅れ 26路線
水道料金改定30年ぶり

水道料金改定の原因は

①ハード交付金減らす政府
932億円(2014年)

→368億円(2023年)

②米軍基地

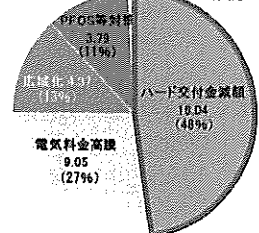
PFOS等対策で県負担は年間10億円

水道料金改定の要因として、交付金減額影響が 48%、PFOS等対策費が 11%、合計で 59% である事を明らかにしました。

国が県の要望通り交付金の予算をつけPFOS等対策費も措置してもらえば水道料金の引き下げは可能かと質問しました。

県側からは「料金引き下げも含め適正な料金水準を検討する」との答弁がありました。

水道料金改定の要因
県提出資料



経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
6/28	沖縄県生活と健康を守る「新聞」2024年6月	320	全額	320
7/1	新聞「農民」2024年4月号から2024年6月号	1,800	全額	1,800
資料購入費 充当合計				2,120

資料購入費

年月日：2024年(R6)6月28日

内容：生活と健康を守る会「新聞」購読料(2024年6月)

充当額：400円 $\times \frac{4}{5} = 320$ 円

充当理由：任期満了後に発行工下分以外を政務活動費として充当。

領収書

玉城武光 様

合計金額 1,600 円

但し、領収金額内訳は下記の内訳表のとおりです。

上記の通り確かに領収致しました。

領収 2024年 6 月 28 日

沖縄県生活と健康を守る会連合会

内訳	金額(円)	備考
11会費	200	2024年6月 ～ 2024年6月
12新聞代	400	2024年6月 ～ 2024年6月
10賛助会費	1,000	2024年6月 ～ 2024年6月
書籍		～

那覇市壺屋1-18-9 石川アパートA-1

電話 098-988-0512 担当

資料購入費

年月日：2024年（R6）7月1日

内容：新聞「農民」購読料(2024年4月～2024年6月)

充当額：1,800円

充当理由：議会質問に活かす資料として活用している為、全額充当した。

請求書兼領収書

NO 9

玉城武光 様

2024年7月1日

領収額 ¥1,800

左記の金額を領収いたしました。

下記口座に振り込んでください。

振込先：郵便口座から

項目	単価	数量	金額	備考
新聞「農民」代	600	3	1,800	2024, 4月～ 2024, 6月
計			1,800	

沖縄県農民組合連合会長 中村 康憲

〒901-0617 南城市愛地782 TEL948-1783

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/5	家賃 4月分	50,000	6/7	42,857
5/7	家賃 5月分	50,000	6/7	42,857
6/5	家賃 6月分	40,000	6/7	34,285
5/2	電気料金 4月分	5,118	6/7	4,386
5/26	電気料金 5月分	6,924	6/7	5,934
7/2	電気料金 6月分	10,286	6/7	8,816
4/27	水道料金 4月分	1,174	6/7	1,006
5/27	水道料金 5月分	1,174	6/7	1,006
6/27	水道料金 6月分	1,174	6/7	1,006
事務所費 充当合計				142,153

家賃払込証明書

賃借人 住所：南風原町字照屋 305-1
コーポ大てる 1-B号室

氏名：玉城 武光 様

家賃額 50,000 円

(上記の家賃額に共益費・駐車料金・公共料金等は含まれていない)

払込合計 150,000 円

請求月	家賃額	入金日
令和6年4月分	50,000 円	令和6年4月5日
令和6年5月分	50,000 円	令和6年5月7日
令和5年6月分(6/1...6/4)	50,000 円	令和6年6月5日
合計	150,000 円	

$$50,000 \times \frac{24}{30} = 40,000$$

上記賃借人より、上記の金額が払込されていることを証明致します。

令和6年6月21日

(管理会社) 住所：南風原町字津嘉山 1416-1

会社名：沖縄県農業協同組合 JAハウジング

TEL 098 - 851 - 8205

事務所費

年月日：2024年(R6)5月2日
 充当割合：4,386円(5,118円×6/7)
 内容：電気料金 2024年4月分
 充当理由：政務活動費として6/7充当した。

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
 コーポ大黒 1-B

電気番号	画番号	家番号	枝	CD	店所	作業区	ご契約種別
26622	61	1	4	224	5251	2000	従量電灯

供給地点特定番号：10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	172 kWh	令和 6年 4月分	ご利用期間 3月25日～4月23日 お支払期日 5月24日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は 延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	---

今月検針日	4月24日	翌月検針日	5月24日	
今回指示数	16562.0	前回(取付)指示数	16390.0	
乗率		使用量	172.652688	
計器番号	6522688	取替前使用量		
ご参考使用量(kWh)	前月	147	前年同月	136

ご請求金額 (再エネ賦課金)	5,118 円 (再掲 240 円)
-------------------	-----------------------

標準料等調整単価	再エネ賦課金単価
当月分	翌月分
0kWh～10kWh	-148円76銭 -150円48銭 +14円00銭 +34円90銭
11kWh以上(1kWhにつき)	-14円88銭 -15円05銭 +1円40銭 +3円49銭

沖経電力株式会社

※使用量1kWhあたり以下のおり値引きしています。
 <国の支援> 低圧3.5円、高圧1.8円
 <沖経料金対策> 低圧1.5円、高圧1.2円

※本票により集金員が取納することはありません。
 停電・緊急のお問い合わせ 0120-586-701

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4
 ご契約種別 従量電灯
 令和 6年 4月分

預収金額	5,118 円
料金	4,878 円
再エネ賦課金	240 円

[再掲]
 消費税等相当額(10%) 465 円
 燃料費等調整額 -2,559.31 円
 課税対象額10% 5,118 円

ご使用量 172 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	5月24日	日 附 印
金融機関 取扱期日	6月3日	72120 02 収入印紙貼付欄
コンビニ等 取扱期日	6月13日	

沖経電力株式会社
 (T3380001008565)

切り取らずに金融機関・コンビニエンスストア等へお出しください。

切り取らずに金融機関・コンビニエンスストア等へお出しください。

事務所費

年月日：2024年(R6)5月26日
 充当割合：5,934円(6,924円×6/7)
 内容：電気料金 2024年5月分
 充当理由：政務活動費として6/7充当した。

電気ご使用量のお知らせ(検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
 コーポ大照 1-B

電気番号		店所 作業区		ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD	2000
26622	61	1	4	従量電灯

供給地点特定番号：10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	215 kWh	令和 6年 5月分	ご利用期間 4月24日～ 5月23日 お支払期日 6月24日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	5月24日	翌月検針日	6月25日
主	今回指示数 16777.0	前回(取付)指示数	16562.0
	乗率	1	
	使用量	215	計器番号
		652668	取替前使用量
			前月
			172
			前年同月
			109

ご請求金額 (再エネ賦課金)	6,924 円 (再掲 750 円)
-------------------	-----------------------

燃料費等調整単価	再エネ賦課金単価
当月分	当月分
翌月分	翌月分
0kWh～10kWh	-150円48銭 -127円94銭 + 34円90銭 + 34円90銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 15円05銭 - 12円80銭 + 3円49銭 + 3円49銭

沖縄電力株式会社

※使用量 1 kWhあたり以下のとおり値引きしています。
 <国の支援> 低圧3.5円、高圧1.8円
 <沖縄料金対策> 低圧1.5円、高圧1.2円

※本票により集金員が取納することはありません。
 停電・緊急のお問い合わせ 0120-506-701

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4
 ご契約種別 従量電灯
 令和 6年 5月分

領収金額	6,924 円
料金	6,174 円
再エネ賦課金	750 円

[再掲]
 消費税等相当額(10%) 629 円
 燃料費等調整額 -3,235.73 円
 課税対象額10% 6,924 円

ご使用量 215 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月24日	日 7 附 印
金融機関 取扱期限日	7月4日	72126
コンビニ等 取扱期限日	7月14日	24.5.26

南風原照屋
 沖縄電力株式会社
 (T3360001008565)
 収入印紙貼付欄

事務所費

年月日：2024年(R6)7月2日

充当割合：8,816円(10,286円×6/7)

内容：電気料金2024年6月分

充当理由：政務活動費として6/7充当した。

電気ご使用量のお知らせ(検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
コーポ大照 1-B

電気番号		店所 作業区		ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD	2000
26622	61	1	4	従量電灯

供給地点特定番号：10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	294 kWh	令和 6年 6月分	ご利用期間 5月24日～ 6月24日 お支払期日 7月25日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	-----------	--

今月検針日	6月25日	翌月検針日	7月24日
今回指示数	17070.8	前回(取付)指示数	16777.0
乗率	1	使用量	294
		計器番号	6552668
		取替前使用量	
		前月	215
		前年同月	173

ご請求金額 (再エネ賦課金)	10,286 円 (再掲 1,026 円)
-------------------	--------------------------

燃料費等調整単価	再エネ賦課金単価
当月分	翌月分
0kWh~10kWh	-127円94銭 -104円21銭 +34円90銭 +34円90銭
11kWh以上(1kWhにつき)	-12円80銭 -10円43銭 +3円49銭 +3円49銭

沖縄電力株式会社

※使用量1kWhあたり以下のとおり値引きしています。
<国の支援> 低圧1.8円、高圧0.9円
<沖縄料金対策> 低圧0.7円、高圧0.6円

※本票により集金員が収納することはありません。
停電・緊急のお問い合わせ 0120-586-701

切り取らずに金融機関(コンビニエンスストア等)へお出しください。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 6年 6月分

領収金額	10,286 円
料金	9,260 円
再エネ賦課金	1,026 円

【再掲】

消費税等相当額(10%)	935 円
燃料費等調整額	-3,763.14 円
課税対象額10%	10,286 円

ご使用量 294 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	7月25日	日 附 印
金融機関	8月2日	74752
取扱期限日	8月14日	24.7.02

沖縄電力株式会社
(73360001008565)

切り取らずに金融機関(コンビニエンスストア等)へお出しください。

※冷房も入る始末の為、通常月より金額が上がる予定です。

事務所費

すべて政務活動費として6/7充当

- ① 2024年 4月27日 4月分水道料金1,006円 (1,174 × 6/7)
- ② 2024年 5月27日 5月分水道料金1,006円 (1,174 × 6/7)
- ③ 2024年 6月27日 6月分水道料金1,006円 (1,174 × 6/7)

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様
給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

納付番号	409-0159-02 令和 6年 4月分
使用水量	2 m ³ 内消費税額 (10%)
基本料金	1,174 円
消費税	106 円
合計金額	1,174 円 106 円

令和 6年 5月15日

上記の金額を領収しました。
R06.03.05 ~ R06.04.05

水道事業登録番号 T2000020478016

南部水道企業団
企業長 金城 政光

領収日付印
24.5.27

取納代行 DSK電算システム

取入印紙不要(お客様用)

※この領収証は、発日の紛争を避けるために5年間
間保存してください。
※金額を訂正したもので、領
収日付印の原印のない
ものは無効です。
お問い合わせの番号は裏面
に記載してあります。

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様
給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

納付番号	409-0159-02 令和 6年 5月分
使用水量	2 m ³ 内消費税額 (10%)
基本料金	1,174 円
消費税	106 円
合計金額	1,174 円 106 円

令和 6年 6月17日

上記の金額を領収しました。
R06.04.05 ~ R06.05.05

水道事業登録番号 T2000020478016

南部水道企業団
企業長 金城 政光

領収日付印
24.5.27

取納代行 DSK電算システム

取入印紙不要(お客様用)

※この領収証は、発日の紛争を避けるために5年間
間保存してください。
※金額を訂正したもので、領
収日付印の原印のない
ものは無効です。
お問い合わせの番号は裏面
に記載してあります。

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様
給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

納付番号	409-0159-02 令和 6年 6月分
使用水量	3 m ³ 内消費税額 (10%)
基本料金	1,174 円
消費税	106 円
合計金額	1,174 円 106 円

令和 6年 7月16日

上記の金額を領収しました。
R06.05.05 ~ R06.06.05

水道事業登録番号 T2000020478016

南部水道企業団
企業長 金城 政光

領収日付印
24.6.27

取納代行 DSK電算システム

取入印紙不要(お客様用)

※この領収証は、発日の紛争を避けるために5年間
間保存してください。
※金額を訂正したもので、領
収日付印の原印のない
ものは無効です。
お問い合わせの番号は裏面
に記載してあります。

事務所概要申告票

議員名 玉城 武光

1. 物件の所在

住所	南風原町字照屋305-1 コーポ大てる1-B
電話番号	098-889-8510

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃借契約先 <input checked="" type="checkbox"/> 沖縄県農業協同組合南風原支店
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

玉城 武光



賃借人 氏名



住所



事務所費充当状況申告票

議員名 玉城 武光

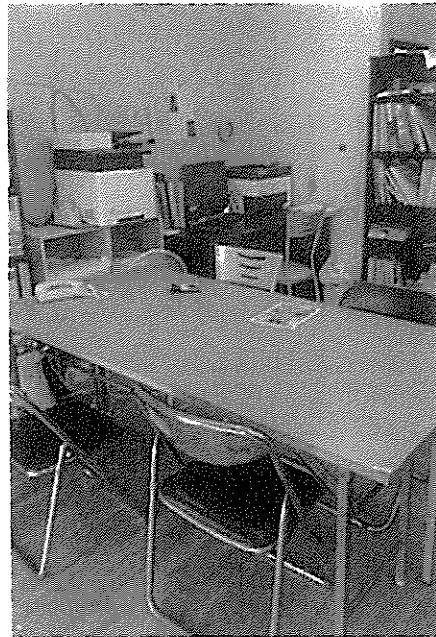
1. 事務所の状況

住所	南風原町字照屋305-1 コーポてる1-B
----	-----------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	6/7
------	-----

充当割合の説明：

県議事務所として使用しているが、週に1時間あるいは2時間程度、後援会員などの集まりに使うこともある。

(関係経費)

家賃(月額)	50,000 円
その他	円
	円

(充当額)

家賃(月額)	42,857 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

玉城武光



賃貸借契約書

賃借人

契約期間: 29 年 3 月 6 日~

物件名: コーポ大てる 1-B号室

物件住所: 南風原町字照屋305-1

賃借人: 玉城 武光

電気	0120-586-390	賃料支払日 毎月 5日 15日
水道	098-998-2151 南部水道企業団	保証会社 琉球セーフティー(株)
ガス	098-889-6925 農協プロパン	駐車場No.

注意事項

本契約を解約する場合には借主は1ヶ月前までにご連絡ください。
1ヵ月に満たない場合には、ご連絡のあった日から1ヶ月分の賃料をお支払いいただきます。

車庫証明の発行を希望される方は保証金をお預かりいたします。
抹消の手続きが済みましたら保証金の返金をいたします。



沖縄県農業協同組合

南風原支店

TEL 098-889-2189

賃貸借契約書

免許番号 沖縄県知事(3)3470号

◆目的物の表示

建物	名称: コーポ大てる	1-B 号室
	所在地: 南風原町字照屋305-1	
	構造: RC 造	4 階建て 間取り 1R

◆賃料等

賃料	家賃: 月額 50,000 円	敷金: 50,000 円	
	共益費: 月額 0 円	礼金: 0 円	
	駐車場: 月額 0 円	火災保険: 0 円	
振替	沖縄県農業協同組合	口座番号	賃料支払日
	支店 [REDACTED]	口座名義	5日 15日
使用目的	事務所		保証会社 琉球セーフティー(株)
契約期間	平成 29 年 3 月 6日~	平成 31 年 3 月 5日まで、以後自動更新	

本契約書の全文を承認し、ここに記名・押印いたします。

平成 29 年 3 月 6 日

貸主(甲) 住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]

借主(乙) 前住所: 南風原町字照屋305-1 TOKEN BUILDING 102
氏名: 大城 武光
TEL: [REDACTED]

連帯保証人 住所: [REDACTED]
続柄 [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
TEL: [REDACTED]

同居者(入居者)・緊急連絡先
続柄 氏名 TEL

続柄	氏名	TEL	続柄	氏名	TEL

特約事項

1. 継続入居のため、別紙の賃借権譲渡承諾書のとおり、敷金(50,000円)を除いた賃貸借契約の一切を引き継ぐものとする。

管理会社(丙)
仲介業者

代表者名

取引主任者登録番号
宅地建物取引主任者

沖縄県農業協同組合 南風原支店

代表理事理事長 大城 勉
南風原町字山川526 098-889-2189
(沖縄)第 [REDACTED] 号

契約事項

第1条 (契約の締結)

- 1 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)、管理会社(以下「丙」という)は、表記の物件(以下「本物件」という。)について、賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

第2条 (契約期間)

- 1 契約期間及び本物件の引渡し時期は、表記に記載のとおりとする。
- 2 甲及び乙は、双方からなら意義の申し出がないとき、本契約はさらに1年間自動的に更新されるものとし、その後もこれに準ずる。

第3条 (使用目的)

- 1 乙は、表記に記載する使用目的以外に本物件を使用してはならない。
- 2 乙は、使用目的を変更する場合は、甲又は丙より書面による承諾を得なければならない。

第4条 (賃料等及び共益費)

- 1 乙は、表記の記載に従い、賃料等及び、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な水道光熱費に充てる為、共益費を甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、賃料等及び共益費の支払方法について表記に記載する、指定金融機関及び貯金口座からの自動振替支払を甲に依頼する。
- 3 賃料等及び共益費の支払い義務は表記の契約期間の始期日から発生するものとする。但し、1か月に満たない期間の賃料は1か月を80日として日割計算した額とする。
- 4 甲は、次の各号に該当する場合には、契約期間中であっても、賃料等及び共益費の改定をすることができる。
 - (1)土地又は建物に対する租税その他の負担増減により賃料等及び共益費が不相当となった場合。
 - (2)土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料等及び共益費が不相当となった場合。
 - (3)近傍同様の建物の賃料に比較して賃料等及び共益費が不相当となった場合。
 - (4)維持管理の増減により共益費が不相当になった場合。
- 5 甲は、乙が本条第1項の債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し年14%の割合の損害金を加算できるものとする。尚、この場合の計算方法は年365日の日割計算とする。

第5条 (負担の帰属)

- 1 乙は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
- 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
- 3 契約期間中、町内会費・その他本物件に入居し生活するに当たって生じる諸費用、会費等については乙の負担とする。
- 4 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、借戸室に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入する。

第6条 (敷金)

- 1 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
- 2 乙は、本物件を明渡すまでの間、敷金をもって賃料等共益費その他の債務と相殺をすることはできない。
- 3 甲は、本物件の明け渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務(賃料等及び共益費の滞滞・原状回復に要する費用の未払い等)を敷金から控除し、なお残額がある場合には、本物件の明け渡し後、滞滞なくその残額を無利息で乙に返還しなければならない。

第7条 (反社会的勢力ではないことの確約)

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
 - (1)自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成8年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
 - (2)甲又は乙が、法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を終結するものではないこと。
 - (4)自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

第8条 (乙の管理義務)

- 1 乙は、本物件及び共用部分その他付属施設を善良なる管理者の注意をもって、使用する義務を負う。乙の責にて本物件に損害を与えた場合は、乙は速やかに原状に回復しなければならない。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結後に甲または丙は、乙へ入居に必要な本物件のカギを貸与する。乙は、これらのカギを善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときには、新たなカギの設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、カギの追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。
- 6 乙は、本物件に入居後、自己の電話番号の変更や勤務先等の変更事由があった場合には、乙は速やかに電話番号及び変更事項等を甲又は丙へ通知しなければならない。

第9条 (禁止又は制限される行為)

- 1 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し又は賃借してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内における工作物の設置をおこなってはならない。
- 3 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 銃砲、刀剣類または暴発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること。
 - (2) 大型の金庫その他の重量物当を搬入しまたは備え付けること。
 - (3) 配水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
 - (4) 大音量でテレビ・ステレオ・カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
 - (5) 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育または搬入すること。
 - (6) 反社会的勢力に賃借権を譲渡または転借、出入りさせること。
 - (7) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - (8) 本物件または本物件の周辺において、粗野若しくは乱暴な言動を行い、または威嚇を示すことにより付近の住人または通行人に不安を覚えさせること。
- 4 乙は、本物件の使用にあたり、甲または丙の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 階段・廊下等共用部分への物品の設置及び看板・ポスター等の広告物の掲示

第10条 (修繕)

- 1 甲は、本項第1号から第3号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
 - (1) 畳の取替・裏返し及び障子紙の張替え、ふすま紙の張替え。
 - (2) 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え及び給水栓、排水栓の取替え。
 - (3) その他費用が軽微な修繕
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲及び丙はあらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、第1項第1号から第3号に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときには乙は、これを賠償する。

第11条 (契約の解除)

- 1 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときには、甲は本契約をなんら催告無しに解除し、即時明け渡し要求をすることができ、乙はこの請求を拒否できない。
 - (1) 第4条(賃料及び共益費)に規定する負担義務。
 - (2) 第10条(修繕)に規定する負担義務。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 第3条(使用目的)に規定する義務
 - (2) 第8条(乙の管理義務)に規定する義務
 - (3) 第9条(禁止または制限される行為)に規定する義務

第12条 (乙からの解除)

- 1 乙は、甲に対して少なくとも80日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができる。前項の規定にかかわらず、乙は解約申し入れの日から80日分の賃料(本契約の解約後の賃料等及び共益費相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して80日を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

第13条 (明渡し及び明渡し時の原状回復)

- 1 乙は、第11条(契約の解除)の規定に基づき、本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明渡ししなければならない。
- 2 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件のカギ及び複製したカギを甲または丙に返還しなければならない。
- 3 本契約終了時に本物件内及び本物件周辺に残置された乙の所有物があるときは、乙がその時点でこれを放棄したとみなし、甲はこれに必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 4 乙は、本契約が終了する日までに(第11条「契約の解除」)の規定に基づき本契約が解除された場合においても)通常の使用損耗・経年変化がいかにについては本物件を原状回復をしなければならない。
- 5 甲及び乙は、本契約時において、本契約に係る明渡し時の原状回復の条件について、別表の記載によることを確認した。
- 6 甲及び乙は、本物件の明渡し時において、別表の記載に基づいて行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。ただし、原状回復の方法は、別表に特段の定めがない限り、甲が工事の手配等を行うものとし、乙は、自らの負担部分に係る費用を甲に対し支払うものとする。

第14条 (立ち入り)

- 1 甲又は丙は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときには、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立ち入りを拒否することはできない。
- 3 甲又は丙は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲または丙は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

第15条 (連帯保証人)

- 1 連帯保証人は、乙と連帯して本契約の合意(自動)更新または法廷更新の如何にかかわらず、本契約が存続する限り、本契約から生ずる一切の債務を負担する。
- 2 乙又は連帯保証人は、連帯保証人が死亡・所在不明・被保佐人・成年被後見人・無資力等の事由により連帯保証の責を果たし得ない状況になった場合は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。この場合、乙は速やかに甲の承諾を得て連帯保証人を追加または変更しなければならない。

第16条 (家賃保証会社)

- 1 本契約は表記記載の家賃保証会社により乙の家賃債務を担保するものとする。
- 2 家賃保証会社の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。

第17条 (契約の消滅及び免責)

- 1 本契約は、天災、地震、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。
- 2 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力が認められる事故(前号の場合を含む)、または甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

第18条 (協議)

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

第19条 (合意管轄裁判所)

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

統一様式①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
4/18	電話料金 4月分	5,929	6/7	5,082
5/28	電話料金 5月分	5,728	6/7	4,909
6/14	電話料金 6月分	5,104	6/7	4,374
4/15	京セラトナー TK5241K ブラック	8,580	6/7	7,354
事務費 充当合計				21,719

事務費

年月日：2024年(R6)4月18日
充当割合：5,082円(5,929円×6/7)
内容：電話料金 2024年4月分
充当理由：政務活動費として6/7充当した。

払込受領証(お客様控)	
受取人	KDDI株式会社
ご請求コード	
払込人氏名	玉城 武光 様
ご請求年月	2024年 4月
ご請求金額	5,929円
(うち消費税等)	40円

上記金額を受領いたしました。
※金額を訂正したもの及び取扱日付印のないものは無効です。

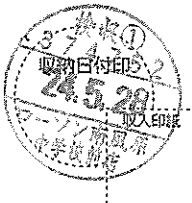
取納日付印
取入印紙
電風京原印

事務費

年月日：2024年(R6)5月28日
充当割合：4,909円(5,728円×6/7)
内容：電話料金 2024年 5月分
充当理由：政務活動費として6/7充当した。

払込受領証(お客様控)	
受取人	KDDI株式会社
ご請求コード	[REDACTED]
払込人氏名	玉城 武光 様
ご請求年月	2024年 5月
ご請求金額	5,728円
(うち消費税等)	40円

上記金額を受領いたしました。
※金額を訂正したもの及び取扱日付印のないものは無効です。



事務費

年月日：2024年(R6)6月14日
充当割合：4,374円(6,380円×日割り $\frac{24}{30}$ × $\frac{6}{7}$)
内容：電話料金 2024年6月分
充当理由：政務活動費として6/7充当した。

払込受領証(お客様控)	
受取人	KDDI株式会社
ご請求コード	[REDACTED]
払込人氏名	玉城 武光 様
ご請求年月	2024年 6月
ご請求金額	6,380円
(うち消費税等)	40円

上記金額を受領いたしました。
※金額を訂正したもの及び取扱い付印のないものは無効です。

取扱い付印

取入印紙

統一様式一①

経費区分別支出一覧表

経費区分 人件費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/5	事務員 給与4月分	48,000	全額	48,000
5/2	事務員 給与5月分	48,000	全額	48,000
6/5	事務員 給与6月分	36,000	全額	36,000
人件費 充当合計		/	/	132,000

人件費

雇用職員等の賃金台帳

年月日 : 令和6年4月分～令和6年6月分

充当割合 : 132,000 円 全額 (100%)

充当理由 : 勤務時間は通常の相談活動業務に専念している。その他の後援会員が選挙活動等。

氏名 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

(令和6年度)

単位:円

月 日	出勤 日数	1日労働時間	総時間×時給		支払額	所得税	受領印	備考
4月30日	12日	4時間	48時間	1,000	48,000	0	[REDACTED]	令和6年4月分
5月31日	12日	4時間	48時間	1,000	48,000	0	[REDACTED]	令和6年5月分
6月30日	12日	4時間	48時間	1,000	48,000	0	[REDACTED]	令和6年6月分 (6/1～6/30)
								↓ 36時間 ¥36,000
合計					144,000	0		

令和 6 年度 雇用職員申告票

議員名 玉城武光

被雇用職員名	[Redacted]		
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外	
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別	

令和6年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[Redacted]



住所

[Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員

玉城武光



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 玉城 武光 】

職務内容

	区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・ 現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・ 訪問先との連絡・調整等 	5%
	研修に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等） 	5%
	広聴広報に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ ホームページの管理 ・ 広報紙の配布等 	5%
	要請陳情等に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要請陳情先の機関との連絡・調整 ・ 住民相談、意見交換の対応 ・ 要請文、陳情文の作成等 	50%
	会議に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知連絡、調整等） ・ 企業会団体との意見交換会の準備・運営等 	20%
	資料作成に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 打合せ資料の作成 ・ 議会質問で使用するパネルの作成等 	10%
	事務所での庶務に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品、消耗品等の管理 ・ 電話・来客対応、議員への連絡調整 ・ 政務活動費の管理、収支報告書の作成等 	5%
小計			100%
	政務活動以外の活動に係る職務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政党の会議準備や資料の作成 ・ 後援会の名簿管理等 	0%

令和6年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

玉城武光



被雇用者



雇用契約書

氏 名 ██████████	生年月日 ██████████
住 所 ████████████████████	電話番号 ██████████

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 6年 4月 1日 ~ 令和 6年 6月30日
主な就業場所	玉城武光事務所 南風原町字照屋305-1 コーポ大てる1-B
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類の作成
就業時間	午後 1時から午後5時まで(4時間)
休 日	月、土、日、祝日
給与（賃金）	月給 48,000円（時給 1,000円 月12日勤務）
給与支払日	毎月月末〆切 翌月5日支払い
支払方法	<input checked="" type="radio"/> 直接払い <input type="radio"/> 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 6年 4月 1日

雇用者 氏名 玉城武光 印

被雇用者 氏名 ██████████ 印

